

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

宛先 甲斐市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒400-0115 甲斐市篠原2610番地										特別徴収義務者指定番号	事業所指定番号(8桁)		※市町村ごとに異なります								
1年9月1日提出			フリガナ	カブシキガイシャ カイサンギョウ										宛名番号	1										
			氏名又は名称	株式会社 甲斐産業										連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課 人事労務係									
			代表者の職氏名印	代表取締役 甲斐太郎 (印)											氏名	甲斐 花子									
			個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	電話	055-276-2111 (内線 123)				
給与所得者			受給者番号(整理番号)	フリガナ	カイ イチロウ										特別徴収税額(年税額)	(ア) 徴収済額	(イ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ① 退職 ② 転職 ③ 合併 ④ 欠勤 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 退職 ⑧ 退職 ⑨ 退職 ⑩ 退職 ⑪ 退職 ⑫ 退職 ⑬ 退職 ⑭ 退職 ⑮ 退職 ⑯ 退職 ⑰ 退職 ⑱ 退職 ⑲ 退職 ⑳ 退職 ㉑ 退職 ㉒ 退職 ㉓ 退職 ㉔ 退職 ㉕ 退職 ㉖ 退職 ㉗ 退職 ㉘ 退職 ㉙ 退職 ㉚ 退職 ㉛ 退職 ㉜ 退職 ㉝ 退職 ㉞ 退職 ㉟ 退職 ㊱ 退職 ㊲ 退職 ㊳ 退職 ㊴ 退職 ㊵ 退職 ㊶ 退職 ㊷ 退職 ㊸ 退職 ㊹ 退職 ㊺ 退職 ㊻ 退職 ㊼ 退職 ㊽ 退職 ㊾ 退職 ㊿ 退職	氏名	甲斐一郎 (旧姓)		6月から	9月から	1・8・31
生年月日		昭和・平成	50年1月1日		円	円																			
個人番号		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	円	円									
1月1日現在の住所		甲斐市島上条2254-1										35,600	104,400												
給与の支払を受けたなくなった後の住所																									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			氏名	相続	1 (普B) 他(普A)から特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者
① 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円			
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	9・25	104,400	104,400	住所	2 (普C) 毎月の給与が少なく、税額が引けない	
異動者印 (印)					3 (普D) 給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)	
<p>② 8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分を一括して納入する場合。</p> <p>(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)</p> <p>(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)</p> <p>(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)</p> <p>↑</p> <p>一括徴収税額(納入額と同額)</p>						
<p>◎転勤(転職)等による特別徴収届出書</p> <p>新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(※新規事業所の場合は記入不要です。)</p> <p>〒</p> <p>新しい勤務先の住所(居所)又は所在地</p> <p>フリガナ</p> <p>氏名又は名称</p> <p>代表者の職氏名印 (印)</p> <p>電話 (内線 )</p>						
<p>新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。</p> <p>新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。</p> <p>納入書 要 ・ 不要</p>						※市町村記入欄

一括で徴収した税額を納入する月  
※1月以降の退職の場合は一括徴収が義務づけられています

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分を一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)

(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)

(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑

一括徴収税額(納入額と同額)

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。  
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
1月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 甲斐市役所 市民部 税務課 市民税係